

周山街道 花降る里まつり

「さらかな春の日、京北周山商店街とその周辺で、京北地域の魅力たっぷりの楽しい催しが実施されます。」

日時 4月21日(日)午前10時～午後4時

場所 周山商店街とその周辺(京北出張所から徒歩3分)

内容 花コンテスト、京北特産品販売、大鍋でかす汁、明智光秀ゆかりの慈眼寺の木像の公開と周山城址ツアー、山国際行進、ロックンロール、アコースティックバンド、太鼓、ご当地ヒーローモウソンジャー握手会 他

主催 周山街道花降る里まつり実行委員会

平成25年度サンサ右京ふれあい親子ひろば第1クール 参加者募集

平成25年度も「親子のふれあい」をテーマに、親子一緒に体を動かしながら行うふれあい体験プログラムを開催します(3クール制内容同じ)。

いろいろなプログラムを楽しみながら、親子のふれあいを発見してみませんか?お母さん同士のおしゃべりタイムもたっぷり設けています。

日時 平成25年5月13日(月)から原則日曜日(午前10時30分～11時30分)全6回行います。なお、日程の詳細は、当選通知に記載します。

場所 サンサ右京5階 大会議室2

内容 ふれあいあそび・親子でエアロビクス・お楽しみ会・子育て講座(1)などの広場」右京区在住の乳幼児(平成25年3月31日時点で1歳～3歳のお子さん)とその保護者

参加費 千円(損害保険料含む)初日に全額前納。

お問合せ 衛生課 ☎861・2107

水参加されるお子さんがひとり増えれば保険料として200円の追加となります。

定員 約35組(申込多数の場合は抽選)

※保育の体制はありません。ご了承のうえ、お申し込みください。

申込方法 往復はがきで4月10日水までに必着。抽選結果の通知は4月下旬です。

往信用はがきに①参加される保護者名②ふりがな③参加される全員の子ども名④ふりがな⑤年年月日⑥住所⑦学区⑧電話番号をご記入ください。返信用はがきは裏面を白紙のまま、返信先の郵便番号、住所と保護者氏名をご記入ください。

(申込先)〒618-1005 右京区太秦森ヶ前町22-3 右京区社会福祉協議会 主催(お問合せ 右京区社会福祉協議会 ☎865・8567・右京区とも支援センター ☎861・1437)

右京まちづくり大学リレー講座のお知らせ

京都市華女子大学短期大学部 京華(こまひら) 参加無料、申込み不要

※詳しくはあそびまませんか

日時 3月20日水・祝午前10時～午後1時・3時

場所 慈光館1階保育実習室(自家用車での来場不可)

対象 保護者同伴の乳児、幼稚園児、保育園児

お問合せ こども保育学科 ☎325・5400



お問合せ 実行委員会事務局(京北商工会内) ☎82・0348

協力 京都市厚生保育所・右京保健センター

実行委員会メンバー 若手も参加しています!

右京ワールドミュージックフェスタ2013

「つながる たのしみ 世界の文化」**【無料・申込不要】**

世界の音楽やダンスに加え、楽器やその国独特の雑貨、アートの制作体験などのワークショップ、展示などをを行います。ワークショップの一部は有料。

日時 3月31日(日)午前10時～午後4時

会場 京都市右京ふれあい文化会館 ☎82・3349

お問合せ 京都市右京ふれあい文化会館

右京区体育振興会連合会 右京区民卓球大会

1月27日(日)、第24回右京区民卓球大会がハンナリースアリーナにて開催されました。

混合団体の部9チーム(女子団体の部13チーム)、男子団体の部13チームが出場し、熱戦が繰り広げられました。結果は次のとおりです。

(混合団体の部)

優勝 宇多野チーム

準優勝 嵯峨チーム

第3位 安井チーム(男子団体の部)

優勝 御室チーム

準優勝 西京極チーム

第3位 西院第二チーム(女子団体の部)

優勝 北津津チーム

準優勝 梅津チーム

第3位 御室チーム



原動機付自転車、軽自動車などの廃車申告などはお早目に

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者(所有権留保の場合は使用者)に課税されます。

譲渡、廃棄、盗難などにより、原動機付自転車や軽自動車などを所有していない場合は、4月1日(月)までに必ず下記の申告先に廃車および異動の申告をしてください。

期日までに申告がない場合は、平成25年度以降も軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

なお、軽自動車や排気量が125cc超のバイクの場合、転出や譲渡により他府県ナンバーに変更するときは、転出譲渡先の運輸支局などでの手続きとなりますので、その際には、本市への「税の廃車申告」を忘れずに行ってください。

申告・お問合せ

原動機付自転車(125cc以下のバイク、ミニカー) 小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業用のものなど)	市民税課 ☎861-1529 市納税推進課 ☎213-5467
3輪および4輪の軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所 ☎671-0928
125cc超 250cc以下のバイクを廃車するとき	京都府軽自動車協会 ☎691-6516
125cc超 250cc以下のバイクを廃車以外の変更をするとき	京都運輸支局 ☎050-5540-2061
250cc超のバイク	

クローズアップ社協

「気軽に届けられる」と「あったらいいな」が、住民の声に応えたい。地域で増え始めている「気軽に集える居場所」

24年5月号でも紹介させていた「休日朝の喫茶型サロン」など、広がりをみせている地域の居場所には、「気兼ねなく話せる」「ホッとできる」と利用者からも大変好評です。運営役を担う地域の支援者も、「住民同士の交流の場ができてよかった」「昔ながらの」

この春、区社協が策定する地域福祉の5カ年計画(第3期右京区地域福祉活動計画)では、気軽に立ち寄れる身近な居場所をもっと増やしたいと、重点課題にもその必要性を盛り込みました。これから増えていく身近な地域の居場所へ、区民の皆様温かいご支援とご協力をお願いします。

この春、区社協が策定する地域福祉の5カ年計画(第3期右京区地域福祉活動計画)では、気軽に立ち寄れる身近な居場所をもっと増やしたいと、重点課題にもその必要性を盛り込みました。これから増えていく身近な地域の居場所へ、区民の皆様温かいご支援とご協力をお願いします。

の縁側となる居場所がもっと広がればいいな」と話されます。

この春、区社協が策定する地域福祉の5カ年計画(第3期右京区地域福祉活動計画)では、気軽に立ち寄れる身近な居場所をもっと増やしたいと、重点課題にもその必要性を盛り込みました。これから増えていく身近な地域の居場所へ、区民の皆様温かいご支援とご協力をお願いします。



京都健康医療センターから携帯電話からはコチラ

子どもを共に育む京都市民憲章 抜粋

わたしたちは、一人ひとりの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。一人ひとりを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

(四条天神川南西)西院証明書発行コーナーをご利用ください

窓口が混みあう平日はととても便利!

開所日時 平日 午前8時30分～午後5時(祝日、振替休日、国民の休日および12/29～1/3を除く)

取扱証明書 ①住民票の写し、②住民票記載事項証明書、③印鑑登録証明書、④税関関係証明書

証明書を請求される際には、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類(※)をお持ちください。

※印鑑登録証明書の請求の場合は、印鑑登録証(カード)

●お問合せ 市地域自治推進室 市民窓口企画担当 (☎222-3085)

◆市内主要5駅(地下鉄四条・竹田・山科・北大路各駅、阪急桂駅)にあるターミナル証明書発行コーナーもぜひご利用ください!



犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう

生後9日以上の犬の飼い主は、登録の手続き(犬の生後に1回のみと毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています)。

費用 登録済みの方 3,300円、未登録の方6,900円

お問合せ 衛生課 ☎861・2107

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑(スタンプ印は不可)

お問合せ・申請書 <身体障害者・知的障害のある方> 支援課 ☎861-1451

京北出張所福祉担当 ☎852-1815

<精神障害のある方> 健康づくり推進課 母子・精神保健担当 ☎861-2179

京北出張所保健担当 ☎852-1816

■献血にご協力ください

3月27日(水) 10:30～正午 京北出張所 13:30～15:00 京北病院

3月28日(木) 10:00～正午 サンサ右京 13:00～15:00

3月29日(金) 10:00～正午 広沢小学校 13:00～15:00

お問合せ 健康づくり推進課 ☎861-2176

文化

■右京中央図書館

平日 10時～20時30分(火曜日休館)

土日祝 10時～17時

特集コーナー

3月「春はすくそく」「京都観光案内今昔」

4月「植樹会」「京都探訪」

お問合せ 右京中央図書館 ☎871-5336

暮らし

■上下水道局からお知らせ

お引越しのご連絡はお早めに!

お引越しのときは、あらかじめ(およそ一週間前までに)ご連絡をお願いいたします。

連絡先

右京営業所 ☎841-9184 Fax801-9629

宕陰および水尾地区は 地域事業課 ☎672-7790 Fax682-1801

京北地域は 地域事業課京北分室 ☎852-1820 Fax852-1800

暮らし

■老人医療費受給者証をお持ちの方へ

平成25年3月31日まで有効の福祉医療費受給者証②をお持ちの方に対し、7月31日まで有効の受給者証を3月中旬に送付します。現在ご使用中の受給者証は、平成25年4月1日以降お使いになれませんのでご注意ください。

お問合せ 福祉介護課 ☎861-1411

京北出張所福祉担当 ☎852-1815

■重度障害者タクシー利用券継続交付について

現在お持ちの重度障害者タクシー利用券の有効期限は3月31日(日)です。4月以降も引き続きタクシー利用券を希望される方は、3月25日(月)以降に、平成25年度分の交付申請を行ってください。

なお、申請が5月以降になると、交付枚数が減りますのでご注意ください。

申請に必要なもの

平日に来られない方も安心! 区役所 日曜日臨時開所をいたします

日時 3月24日、31日、4月7日 午前9時～正午

窓口 市民窓口課(※出張所は開所しません)

取扱業務 転入・転出・転居届、戸籍、印鑑登録などの届出・申請、住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書などの証明書発行

◆注意事項

※その他の窓口では業務は行っておりませんのでご注意ください。

※一部取り扱えない業務(税関関係証明書の発行など)もあります。

※上記取扱業務でも、他機関が閉庁しているなどの理由で、その場に対応できないこともありますのでご了承ください。

●お問合せ 地域力推進室 総務・防災担当 (☎861-1772)

市民窓口課 (☎861-1372)

情報掲示板

税

固定資産税の縦覧について

固定資産税の納税者の方が所有されている資産の評価の確認をさせていただくため、固定資産(土地、家屋)の価格の縦覧を行います。

期間・時間 4月1日(月)～4月30日(火)午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

場所 資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課)

縦覧できる方 固定資産税の納税者(所有者)、相続人、納税管理人およびその代理人(土地の所有者は土地縦覧帳簿、家屋の所有者は家屋縦覧帳簿を縦覧できます)

縦覧に必要なもの

○納税者(所有者): 納税通知書(ない場合は、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類が必要)

○相続人: 戸籍謄本などおよび本人確認書類

○代理人: 委任状および本人確認書類

審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日(月)から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課固定資産税担当)です。

お問合せ 固定資産税課 ☎(直)861-1946・1976 (代)861-1101

福祉・健康

国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の特別徴収について

保険料を特別徴収により納められている方は、原則として、平成25年度分保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

口座振替により今後の保険料をお支払いいただける方は、保険年金課へのお申し出により、口座振替による納付に変更することができます。ご希望の方は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。保険年金課へのお申し出後、3～4カ月後に特別徴収が停止されます。

お問合せ 保険年金課 ☎861-2032

京北出張所福祉担当 ☎852-1815

■3月は、平成24年度分国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の最後の納付月です

保険料の滞納がある場合は至急納付してください。災害その他の特別の事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産などについて調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金などの財産を差し押さえます。保険料を納めることが困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。

お問合せ 保険年金課 ☎861-2041

京北出張所福祉担当 ☎852-1815

■就職、引越しのシーズンです。国保の届出をお忘れなく

職場の健康保険の被保険者の方とその被扶養者、生活保護を受けている方または後期高

年齢者の方以外は、国保に加入しなければなりません。次に該当したときは14日以内に国保の届出をしてください。

【国保へはいるとき】

①退職などで職場の健康保険や国保組合をやめたとき

②入国および他の市町村から転入したとき

【国保をやめるとき】

①就職などで職場の健康保険や国保組合にはいったとき

②出国および他の市町村に転出するとき

※加入の届出が遅れた場合、保険料はさかのぼって(最長2年)納めていただくこととなりますが、その間の医療費については、原則として全額自己負担となりますのでご注意ください。

お問合せ 保険年金課 ☎861-2032

京北出張所福祉担当 ☎852-1815

■新しい高齢受給者証を3月下旬にお送りします

70～74歳の方で一部負担金の割合が「1割」の方(「3割」の方は除く)は、平成25年4月から「2割」負担に引き上げられることとなりましたが、平成25年4月～平成26年3月まで、「1割」負担のまま据え置きとなります。

お問合せ 保険年金課 ☎861-2032

■母子家庭等自立支援給付金事業について

市内在住のひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために、次の給付金事業を実施しています(所得制限あり)。

◆自立支援教育訓練給付金事業

厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の20%(上限10万円、下限4千円)を支給。*受講開始前の申請が必要です。

◆高等技能訓練促進費等事業

市内在住の母子家庭の母および平成25年度入学者である父子家庭の父が、看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士の資格取得のため、法令の定めによる養成機関で2年以上のカリキュラムを修業する場合に、2年を上限として修業期間の全期間(平成23年度以前の入学者は上限なし。平成24年度入学者は上限3年)に給付金と修了一時金を支給します。

*申請を受け付けた日の属する月以降の分から支給となります。また、定期的に在籍証明書などの提出が必要となります。

お問合せ 支援課 ☎861-1437

京北出張所福祉担当 ☎852-1815

■老人医療費受給者証をお持ちの方へ

平成25年3月31日まで有効の福祉医療費受給者証②をお持ちの方に対し、7月31日まで有効の受給者証を3月中旬に送付します。現在ご使用中の受給者証は、平成25年4月1日以降お使いになれませんのでご注意ください。

お問合せ 福祉介護課 ☎861-1411

京北出張所福祉担当 ☎852-1815

■重度障害者タクシー利用券継続交付について

現在お持ちの重度障害者タクシー利用券の有効期限は3月31日(日)です。4月以降も引き続きタクシー利用券を希望される方は、3月25日(月)以降に、平成25年度分の交付申請を行ってください。

なお、申請が5月以降になると、交付枚数が減りますのでご注意ください。

申請に必要なもの